

京都市立病院事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第176号

京都市立病院事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市立病院事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第1条中「の局」の右に「，室」を加え，「診療科」を「地域医療連携室
診療科」に改める。

第2条第1項中「事務局長」を「事務局長
室長」に改め，同条第2項各号列記以外の部

分中「担当係長」の右に「，室に担当課長及び担当課長補佐又は担当係長」を加え，「事務係長」を「栄養管理係長」に改め，同条第4項中「次長」の右に「又は担当部長」を加え，同条第7項中「担当課長」を「担当部長及び担当課長」に改める。

第3条第3項中「事務局長」の右に「，室長」を加え，同条第5項中「診療科部長」を「担当部長，診療科部長」に改める。

第4条第1項中「統括部長」を「室長，統括部長」に改め，同条第2項に次のただし書を加える。

ただし，担当部長が置かれている場合は，次長に事故があるときは，主管事務につき，担当部長がその職務を代理し，担当部長に事故があるときは，主管事務につき，課長又は担当課長がその職務を代理する。

第4条中第9項を第10項とし，第4項から第8項までを1項ずつ繰り下げ，第3項の次に次の1項を加える。

4 室長に事故があるときは，主管事務につき，担当課長がその職務を代理し，担当

課長に事故があるときは、担当課長補佐又は担当係長がその職務を代理する。

第5条中「の課」の右に「、室」を加え、同条医事課の項第6号から第8号までを削り、同項の次に次の1項を加える。

地域医療連携室

- (1) 地域の医療機関との連携に関すること。
- (2) 医療社会事業に関すること。
- (3) 患者の退院後の療養指導に関すること。

第6条中「診療科部長」を「担当部長、診療科部長」に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)